

2. 大気環境

市民の健康を維持するために大気汚染を防止し、環境にやさしい交通手段への転換を図るため、以下のような施策に取り組みます。

自治体名	2大気環境 交通																		
	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	299			
	大気汚染物質の監視・測定・公表	化学工業所などの誘導による自主行動計画の任意提案	大気汚染物質の低減に係る自主行動計画の任意提案	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進	公道の低公害車導入の促進		
釧路市																			
帯広市																			
斜里町																			
十勝町																			
池田町																			
深川町																			
野付町																			
二ツ井町																			
藤里町																			
十文字町																			
金山町																			
立川町																			
遊佐町																			
八幡町																			
古河市																			
緑町																			
久喜市																			
宮代町																			
日野市																			
川崎市																			
鎌倉市																			
紫雲寺町																			
湯沢町																			
安藤町																			
武生市																			
大野市																			
今立町																			
飯田市																			
下田市																			
野洲町																			
新田町																			
青田町																			
本宮町																			
光市																			
木頭町																			
阿波町																			
肉子町																			
佐川町																			
葉山村																			
水原市																			
湯布院町																			
太山町																			
緑町																			
指宿市																			
伊集院町																			
上屋久町																			
屋久町																			
諫谷村																			

実施している 今後年以内に取組む *2一部事務組合で実施している
 *3県が実施している *4一部実施している

3. 水環境

水質を保全・改善し、清らかな水辺環境を維持・回復するため、以下のような施策に取り組みます。

自治体名	3水環境												
	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	399
	水質汚濁物質の監視・測定・公表	公共下水道の整備	合併処理浄化槽の普及促進	農業の集落排水設備・コミュニティプラ	親水公園など自然とふれあえる水辺の整備	木炭などを利用した水質浄化	導水等による河川・湖沼の直接浄化	湖沼や池の水の汲み上げと水力発電による水循環・直接浄化	河川清掃・水質浄化運動の推進	事業所との協定における排出基準の強化	出水質汚濁に係る自主行動計画の任意提案	観光地や山岳におけるトイレ設置、浄化施設の整備	その他の水環境施策
釧路市													
帯広市													
斜里町													
十勝町													
池田町													
深浦町													
野付町													
二ツ井町													
藤里町													
十文字町													
金山町													
立川町													
遊佐町													
八幡町													
古河市													
総和町													
久喜市													
宮代町													
日野市													
川崎市													
鎌倉市													
紫雲寺町													
湯沢町													
安塚町													
武生市													
大野市													
今立町													
飯田市													
下田市													
野洲町													
新加町													
青垣町													
本宮町													
光市													
木頭村													
阿波町													
内子町													
佐川町													
葉山村													
水俣市													
湯布院町													
大山町													
綾町													
指宿市													
伊集院町													
上屋久町													
屋久町													
諫谷村													

実施している 今後5年以内に取組む *2一部事務組合で実施している
 *3県が実施している *4一部実施している

5. 廃棄物・資源

廃棄物の量を減らし、資源の有効利用、循環利用を進めるため、以下のような施策に取り組みます。

自治体名	5 廃棄物資源																																				
	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535		
釧路市																																					
帯広市																																					
釧路町																																					
士幌町																																					
池田町																																					
深川町																																					
野付町																																					
二子町																																					
藤川町																																					
十文字町																																					
金山町																																					
立川町																																					
遊佐町																																					
八雲町																																					
古町市																																					
緑町																																					
久喜市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
宮代町																																					
日蓮市																																					
川崎市																																					
鎌倉市																																					
紫雲町																																					
湯沢町																																					
安曇町																																					
武生市																																					
大穂市																																					
今井町																																					
飯田市																																					
下田市																																					
野洲町																																					
新田町																																					
青田町																																					
本埴町																																					
光市																						2						2		3	2			2			
木曾町																																					
阿南町																																					
内御町																																					
佐川町																																					
粟山村																																					
水俣市																																					
湯河原町																																					
大町																																					
総町																																					
指宿市																																					
伊東町																																					
上屋久町																																					
屋敷村																																					
諸谷村																																					

実施している 今後年内以内実施 2 部署総合で実施している 3 県が実施している 4 部実施している

6. 有害物質

有害物質の発生源となる素材の使用を抑制し、これを発生させないため、以下のような施策に取り組めます。

自治体名	6.有害物質								
	601	602	603	604	605	606	607	699	
	有害物質の学把物握質・公表	野焼きの防止、小型焼却炉の回収	い燃焼設備への転換	ガス溶融炉など有害物質の発生しな	廃棄物の焼却処理の原則廃止	農業・化学肥料の使用削減	建築物への防腐剤などの使用抑制	化学物質フリー施設の整備、フリー	その他の有害物質対策
釧路市									
帯広市									
斜里町									
十勝町									
池田町									
深浦町									
野付町									
二ツ井町									
藤里町									
十文字町									
金山町									
立川町									
遊佐町									
八幡町									
古河市									
総和町									
久喜市									
宮代町									
日野市									
川崎市									
鎌倉市									
紫雲寺町									
湯沢町									
安塚町									
武生市									
大野市									
今立町									
飯田市									
下田市									
野洲町									
新加町									
青垣町									
本宮町									
光市									
木頭村									
阿波町									
内子町									
佐川町									
葉山村									
水保市									
湯布院町									
大山町									
綾町									
指宿市									
伊集院町									
上屋久町									
屋久町									
諫谷村									

実施している 今後5年以内に取組む
 *2一部事務組合で実施している *3県が実施している
 *4一部実施している

10、その他

その他、景観保全、健康・福祉政策等についても環境自治体として取り組んでいくため、以下のような施策に取り組みます。

自治体名	10.その他						
	001	002	003	004	005	006	009
	伝統的な建物・景観・音風景の保全	都市景観形成地区・保全地区等の指定	ハリアフリー型街路の整備	騒音防止のための緩衝緑地の整備	ペットによるふん害の防止	健康被害に対する相談・支援など	その他
釧路市							
帯広市							
斜里町							
士幌町							
池田町							
深浦町							
野辺地町							
二ツ井町							
藤里町							
十文字町							
金山町							
立川町							
遊佐町							
八幡町							
吉河市							
総持町							
久喜市							
宮代町							
日野市							
川崎市							
鎌倉市							
紫雲寺町							
湯沢町							
安塚町							
武生市							
大野市							
今立町							
飯田市							
下田市							
野洲町							
新加町							
青垣町							
本宮町							
光市							
木頭村							
阿波町							
内子町							
佐川町							
葉山村							
水俣市							
湯布院町							
大山町							
総町							
指宿市							
伊集院町							
上屋久町							
屋久町							
謫谷村							

実施している 今後5年以内に取組む
 *2一部事務組合で実施している
 *3県が実施している *4一部実施している